

令和 5 年度
第 1 回 常磐市民センター運営審議会

日時 令和 5 年 6 月 30 日（金）

午後 2 時から

場所 常磐市民センター 会議室

次 第

1 開 会

2 運営審議会会長あいさつ

3 議 事

（1）令和 4 年度利用状況について

（2）令和 5 年度常磐市民センター運営方針及び重点目標について

（3）令和 5 年度事業計画について

（4）令和 5 年度定期講座募集状況について

（5）その他

4 閉 会

水戸市常磐市民センター運営審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属	役 職	備 考 (選出区分)
1	櫻井 道夫	ランド常磐の会	副会長	市民活動団体
2	後藤 務	社会福祉協議会常磐支部	支部長	市民活動団体
3	志賀 正章	常磐小学校	校 長	学校教育関係者
4	根本 律子	常磐地区民生（児童）委員	会 長	社会教育関係者
5	篠田 和子	常磐女性会	支部長	市民活動団体
6	清水 祐司	常磐小学校 P T A	会 長	家庭教育関係者

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

水戸市常磐市民センター職員

所 長 篠原 貴行

職 員 大澤 美智子

職 員 木下 信夫

職 員 加藤 幹子

(1) 令和4年度利用状況について

表-1 令和4年度常磐市民センター利用状況(使用者区分別月別)

令和4年4月～令和5年3月

区分	市民センター		社教団体		市		県		一般		合計	
月	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	25	305	24	230	21	314	-	-	51	446	121	1,295
5月	50	700	12	96	16	283	-	-	59	595	137	1,674
6月	62	938	17	196	21	355	-	-	89	802	189	2,291
7月	60	781	9	100	16	230	-	-	72	720	157	1,831
8月	28	340	9	57	13	158	-	-	70	641	120	1,196
9月	57	807	15	221	14	230	-	-	73	737	159	1,995
10月	63	866	19	241	19	294	-	-	72	691	173	2,092
11月	60	820	7	88	32	576	-	-	68	567	167	2,051
12月	62	877	11	150	21	312	-	-	59	595	153	1,934
1月	58	730	10	200	16	197	-	-	62	663	146	1,790
2月	54	1,050	7	102	22	455	-	-	53	441	136	2,048
3月	55	763	12	206	19	325	-	-	56	640	142	1,934
合計	634	8,977	152	1,887	230	3,729	0	0	784	7,538	1,800	22,131
前年度 合計	531	7,165	173	1,663	194	3,108	0	0	543	4,849	1,441	16,785
前年度比 (%)	119.4%	125.3%	87.9%	113.5%	118.6%	120.0%	0.0%	0.0%	144.4%	155.5%	124.9%	131.8%

※ 一般には図書利用者も含む。

表-2 令和4年度常磐市民センター利用状況(室別人数)

令和4年4月～令和5年3月

月	ホール	和室	会議室	調理室	図書室 (図書利用)	合計	前年度 合計	前年度比 (%)
4月	825	95	375	0	0	1,295	1,384	93.6%
5月	983	161	506	24	0	1,674	1,575	106.3%
6月	1,353	274	622	42	0	2,291	1,970	116.3%
7月	959	294	549	25	4	1,831	1,772	103.3%
8月	716	148	332	0	0	1,196	272	439.7%
9月	1,085	191	683	36	0	1,995	0	-
10月	1,109	188	753	37	5	2,092	1,933	108.2%
11月	1,130	162	721	38	0	2,051	1,974	103.9%
12月	1,053	221	603	57	0	1,934	1,946	99.4%
1月	1,020	249	485	36	0	1,790	1,496	119.7%
2月	1,316	202	510	20	0	2,048	905	226.3%
3月	1,123	228	557	26	0	1,934	1,558	124.1%
合計	12,672	2,413	6,696	341	9	22,131	16,785	131.8%
前年度 合計	9,563	1,809	5,091	315	7	16,785		
前年度 比(%)	132.5%	133.4%	131.5%	108.3%	128.6%	131.8%		

令和5年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、感染症対策と地域活動の再開を図りながら、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。
- エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発

表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和5年度事業計画

○ 定期講座 令和5年5月～令和6年3月（8月休講）

① 教室（1）

② クラブ（26）

※ 詳細は10頁参照

○ 一般教養講座

講座	月	日	曜	内 容	講 師	場 所
常磐 寿大 学	6	28	水	<開講式> 「空き家の相続・維持管理について」	一級建築士 須能 直美	常磐市民センター ホール
	7	25	火	くらしに役立つ 「睡眠と健康の知恵袋」	明治安田生命 大川 祐実	常磐市民センター ホール
	9	25	火	1部「地域包括支援センターって なあに？」 2部 ときわ落語会	1部 高齢福祉課職員 2部 任天堂 芸夢	常磐市民センター ホール
	10	24	火	<閉講式> だれでもできる簡単「いすヨガ」	ヨガ講師 鯉沼 千加子	常磐市民センター ホール
ふれあい学級	5	30	火	<開講式> 「AED 応急手当の講習」	一般社団法人 水戸地区救急普及協会	常磐市民センター ホール
	11	29	水	「親子リトミック」 ～親子音楽あそび～	音楽療法士 馬立 明美	常磐小学校体育館
	1	17	水	<閉講式> 「親子で手ひねり教室」	製陶 ふくだ 福田 勝之	常磐市民センター ホール
サマ チャ レン ジ	8	1	火	「親と子の料理教室」	水戸市食生活改善推進員	常磐市民センター 調理室
	8	2	水	「こどもパンポン教室」	日立市パンポン普及協会	常磐市民センター ホール
	8	7	月	「書道教室」	書道講師 石岡 靖秀	常磐市民センター ホール

	月	日	曜	内 容	講 師	場 所
家庭教育強化事業	10	25	水	「親子で楽しむ手形足型アート」	子育てサークル「たっち めもりー」 こんどう しずか	常磐市民センター ホール
				未定		
女性セミナー	10	4	水	移動学習		未定
				未定		常磐市民センター ホール
郷土史講座	12	13	水	草野心平記念文学館他	茨城大学 名誉教授 佐々木 靖章	福島・いわき市
スマホ体験講座	9	27	水	シニア向け はじめてのスマホ体験 講座	スマートホンアドバイザー とアシスタント	常磐市民センター 会議室

○ 催事関係

・ ときわ夏まつり

月	日	曜日	内 容	場 所
8	19	土	花火大会・模擬店・こども太鼓	常磐小学校

・ 常磐地区市民運動会

月	日	曜日	内 容	場 所
10	8	日	未定	常磐小学校

- ・ ときわ春まつり

月	日	曜日	内 容	場 所
2	17	土	催事・展示・発表会	常磐市民センター

○ 関連行事

- ・ 常磐小学校

月	日	曜日	内 容	場 所
11	3		常磐小学校創立 150 周年記念事業・一本杉ふれあいのつどい	常磐小学校

- ・ 郷土かるた大会

月	日	曜日	内 容	場 所
1			市内の自然や歴史・文化遺産を楽しく理解し，郷土愛を養う	常磐市民センター

- ・ いきいき健康クラブ（4月～3月，月3回，第2・3・4月曜日）

- ・ 元気アップ・ステップ運動（4月～3月）

○ 地区内各種団体活動支援（ボランティア団体を含む）

- ・ 各団体の活動を必要に応じて協力する

① ランド常磐の会及び各専門部

② ランド常磐の会構成の 13 団体

- ・ ボランティア活動

① ときわふれあいであわ（木曜日午後，金曜日午前）

② ときわ子どもサロン（木曜日午前 10 時～12 時）：常磐女性会

③ 図書室ボランティア（月・火・水・金 午後 2 時～5 時）：一般公募ボランティア 4 名

(4) 令和5年度 定期講座募集状況について

R5.5現在

No.	教室名	受講生			受講者数	前年度	増減	キャンセル待ち	講師名(敬称略)	代表者名(敬称略)
		募集人数		新規申込者数						
1	子ども将棋	20		25	25	26	△ 1	0	鴨志田 稔	—
	小計	20		25	25	26	△ 1	0		

No.	クラブ名	受講生			合計	前年度	増減	キャンセル待ち	講師名(敬称略)	代表者名(敬称略)
		募集人数	継続者数	新規申込者数						
1	着付け	5	13	3	16	14	2	-	軽部 素子	館 百合子
2	ソフトエアロ&ストレッチ	10	11	3	14	13	1	-	吉村 美智代	荒川 敦子
3	歌謡	10	11	-	11	12	△ 1	-	金沢 はるみ	石川 きん子
4	生け花(龍生派)	4	14	1	15	16	△ 1	-	鈴木 桂子	宮田 光子
5	オカリナ(B)	5	14	4	18	18	0	-	須藤 真紀子	清水 良子
6	卓球 1 部	5	19	1	20	21	△ 1	-	自主トレーニング	大貫 孝次
7	卓球 2 部	6	14	5	19	20	△ 1	-	石田 芳美	村上 邦夫
8	太極拳	7	21	6	27	27	0	-	薮 三代子	塩畑 佳代子
9	スポーツ吹矢	5	10	2	12	11	1	-	大曾 根 一 己 根 本 茂 雄	田中 武雄
10	ダンススポーツ	5	14	-	14	17	△ 3	-	作山 清	荒川 友勝
11	和裁	5	7	2	9	9	0	-	—	手塚 智恵子
12	ハッピークッキング	4	11	5	16	11	5	-	高杉 昭子	荒川 友勝
13	なぎなた	5	12	-	12	12	0	-	小野 信江	内田 布見子
14	ヨガ	3	13	3	16	11	5	-	今橋 恵美子	内藤 淳美
15	ウクレレ	4	19	5	24	25	△ 1	-	石田 芳美	仙波 一郎
16	ソフトエアロ&ストレッチ(夜)	8	13	3	16	16	0	-	関口 雅代	岩城 純江
17	オカリナ(A)	10	11	-	11	12	△ 1	-	須藤 真紀子	林 由香里
18	茶道(表千家)	10	14	2	16	13	3	-	岡崎 宗香	海老原 公子
19	レクリエーションダンス	5	7	-	7	8	△ 1	-	池田 洋子	前野 百合子
20	フレッシュ体操	2	28	2	30	29	1	-	山家 美江子	後藤 ちい子
21	囲碁	6	14	1	15	15	0	-	飛田 道雄	下飯坂 豊
22	常磐歴史研究会	12	18	3	21	18	3	-	—	小林 富雄
23	卓球(夜)	2	14	7	21	20	1	-	—	小林 よし子
24	ときわコーラス	10	23	4	27	24	3	-	人見 ひろ美 白石 晶 子	池田 洋子
25	書道	9	21	5	26	15	11	-	石岡 靖秀	岡田 識美
26	フォークダンス	10	10	-	10	13	△ 3	-	池田 洋子	安 伸子
	小計	167	376	67	443	420	23	0		
	合計	187	376	92	468	446	22	0		

○水戸市市民センター条例

平成21年 9 月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年 3 月24日 条例第13号

平成23年 3 月25日 条例第 9 号

平成23年 7 月12日 条例第25号

平成26年 6 月30日 条例第36号

平成27年 3 月24日 条例第 9 号

平成28年 6 月30日 条例第34号

平成30年 6 月22日 条例第32号

平成30年12月20日 条例第60号

令和 3 年12月24日 条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそ

れがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月 1 日

(準備行為)

- 2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年 3 月24日条例第 9 号)

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成28年 6 月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年 6 月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月 1 日から施行。ただし、同条例付則第 2 項の規定は平成30年 9 月 1 日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年 2 月 1 日

(2) 別表に 2 項を加える改正規定 (水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。) 及び付則第 3 項の規定 平成31年 3 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成31年 4 月 1 日

(準備行為)

- 2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例 (以下「新条例」という。)

の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6

水戸市見和市民センター	水戸市見和 2 丁目 224 番地の 1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台 2 丁目 1 番地の 5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町 358 番地の 5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田 3 丁目 2329 番地の 3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町 243 番地の 3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原 1 丁目 9 番 16 号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町 6094 番地の 1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町 2134 番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町 1695 番地の 4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町 2283 番地の 1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町 2989 番地の 2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町 2242 番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町 1395 番地の 6

○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年 3 月 30 日

水戸市規則第14号

改正 平成28年 3 月 31 日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請の内容

- (1) 変更
- (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号:)	変更後の内容
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的		
使 用 人 員	人	人
使 用 室 名		
備 考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

（平28規則34・一部改正）